

『スポーツ推進委員について』

公益社団法人全国スポーツ推進委員連合
専務理事 柳沢和雄

1. スポーツ推進委員制度

(1) 経緯

- 昭和 32 文部省が都道府県教育委員会に対し「地方スポーツの振興について」の文部事務次官通達を出し、**体育指導委員制度が正式に確立**される
都道府県教育委員会委嘱の体育指導委員が**全国で約 2 万人誕生**した（役割＝協力者・事業の推進者）
 - 35 「全国体育指導委員協議会」（任意団体）が設立される
 - 36 「**スポーツ振興法**」が発布される（第 18 条の規定により、区市町村の教育委員会に体育指導委員を置くことになり、**教育委員会が任命する非常勤公務員としての身分が確立**
 - 50 全国体育指導委員連合が社団法人として認可される（約 43,000 人）
- 平成 11 地方分権に伴う「スポーツ振興法の一部改正」が施行される
〔内容＝各教育委員会の判断で選任（任意制）、任命から委嘱へ〕
 - 23 「**スポーツ基本法**」施行に伴い、**体育指導委員が「スポーツ推進委員」に名称変更**される
 - 24 特例民法法人解散登記及び公益社団法人移行登記申請「公益社団法人全国スポーツ推進委員連合」発足

(2) 根拠法

スポーツ振興法（昭和 36 年；平成 11 年改）	スポーツ基本法（平成 23 年）
(体育指導委員) 第 19 条 市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。 2 体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツ振興のため、住民に対し、 スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言 を行うものとする。 3 体育指導委員は、非常勤とする。	(スポーツ推進委員) 第 32 条 市町村の教育委員会（特定地公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、 社会的信望 があり、スポーツに関する深い 関心と理解 を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な 熱意と能力 を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、 スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言 を行うものとする。 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

(3) スポーツ推進委員の役割

市町村におけるスポーツ推進のための実技の指導やその他スポーツに関する指導助言に加え、事業の企画立案や連絡調整、地域住民や行政、スポーツ団体との間を円滑に取り持つコーディネーターとして、地域スポーツの中核的役割が期待されている。また、総合型地域スポーツクラブをめぐっては、クラブ創設の中心的役割を果たすことが期待されてきた（平成12年「スポーツ振興基本計画」）。

2. スポーツ推進委員の現状

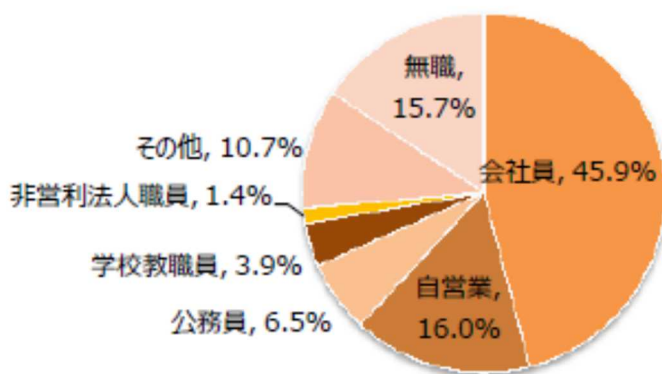
(1) 推進委員数

スポーツ推進委員数（平成29年7月31日現在）

50,951人(男性 35,192人 女性 15,759人;女性比率 30.9%)

<平成11年 体育指導委員数 62,098人 男性 45,870人 女性 16,228人;女性比 26.1%)

(2) 構成



(スポーツ庁 HP)

東京都スポーツ推進委員の選出方法

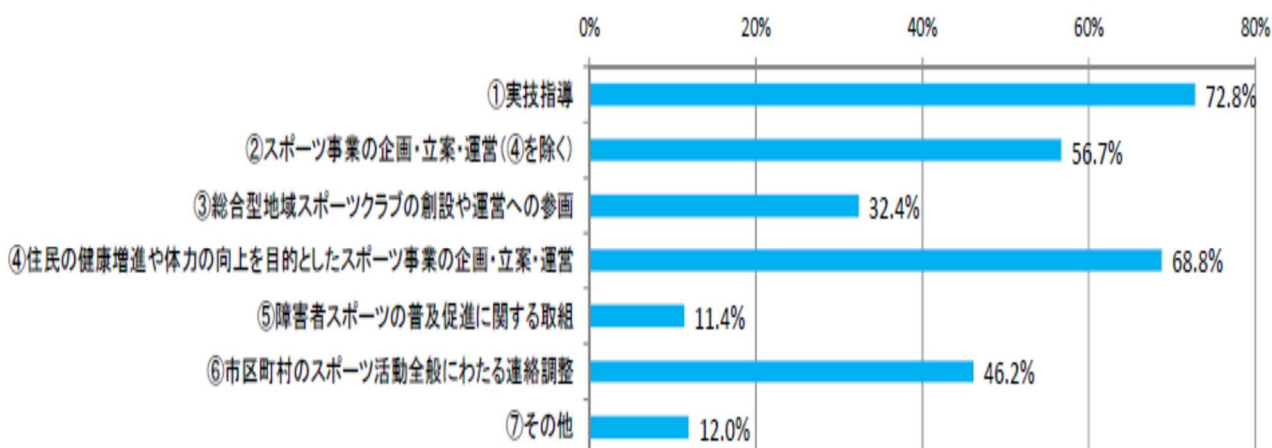
(平成30年東京都オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部)

選出方法	(H29)	(参考 H27)
①地域推薦	50.6%(768人)	55.6%
②一般公募	15.2%(231人)	10.3%
③スポーツ団体推薦	13.7%(208人)	14.0%
④教育委員会・主管課推薦	12.8%(194人)	14.9%
⑤職域団体	0.1%(1人)	0.1%

◆委嘱(再任)に関する基準や選考等の参考

①活動上の資質等	48 区市町村
②スポーツ推進委員での活動	36
③指導歴・活動歴	34
④推薦団体等	31
⑤年齢	26

(3) 活動内容



(スポーツ庁 HP)

東京都におけるスポーツ推進委員の活動と研修

(平成30年東京都オリンピック・ピック準備局スポーツ推進部)

<現時点での役割> <期待する役割>

	N	%	N	%
①スポーツ事業の企画・立案	53	89.8	54	91.5
②スポーツ事業の運営	53	89.8	52	88.1
③地域スポーツ活動の推進役	52	88.1	55	93.2
④地域スポーツ活動全般のコーディネーター	39	66.1	46	78.0
⑤学校施設開放の管理	8	13.6	7	11.9
⑥地域スポーツクラブ(総合型)の創設や運営への参画	26	44.1	31	52.5
⑦地域スポーツクラブ(総合型)の活動に指導者として参画	23	39.0	23	39.0
⑧スポーツ事業の実技指導	49	83.1	44	74.6
⑨学校の運動部活動で外部指導者として指導	4	6.8	6	10.2
⑩その他	4	6.8	8	13.6

区市町村の研修	N	%	研修の実施方法	N	%
①実技的研修	28	47.5	①改選年度に新任研修を実施	23	39.0
②実務的研修	17	28.8	②独自に委員対象の研修実施	30	50.8
③実施していない	27	45.8	③実施していない	23	39.0

(4) 報酬

1人あたりに対する報酬等			
年定額報酬	最高	326 千円/人(年)	1,637 市区町村 95.4%
	最低	1 千円/人(年)	
	平均	45 千円/人(年)	
費用弁償等	最高	12 千円/人(回)	65 市区町村 3.8%
	最低	2 千円/人(回)	
	平均	5 千円/人(回)	

(公社) 全国スポーツ推進委員連合「平成25年都道府県スポーツ推進委員組織調査報告書」

(5) 課題

◆スポーツ基本計画（平成 24 年）

平成 23 年度には 52,531 人が市町村から委嘱されており、男女別では女性の割合は少ない。また、その活動について、同法により、地域住民のニーズを踏まえたスポーツのコーディネーターの役割が追加されたが、現状では、**実技指導や市区町村教育委員会が実施するスポーツ事業の企画・立案・運営等の業務は概ね実施されているものの、総合型クラブの創設や運営への参画、スポーツ活動全般にわたるコーディネイト等の取り組みは十分でない面も見られる。**スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整の役割等法律で要請されている新たな役割に対応して、さらなる注力が求められる。

◆第 2 期スポーツ基本計画（平成 29 年）

国は、地方公共団体が委嘱するスポーツ推進委員について、総合型クラブや地域のスポーツ団体等との**連携・協働を促進することができる優れた人材の選考と研修の充実**を支援することにより、地域スポーツの振興をささえる人材の資質向上を図る。

◆「スポーツ推進委員の在り方に関する WG 仮提案」（平成 31 年）

- スポーツ推進委員の認知度向上
- 資質向上の研修
- 担当行政職員の意識改革
- 推進委員のなり手不足（大学生委員の検討）
- 全国連合の組織的自立
- 推進委員の報酬の基準化と評価制度の検討

等

3. 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合

(1) 経緯

体育指導委員（現スポーツ推進委員）相互の協力体制の確立や資質の向上等を目的として、昭和 50 年に設立した「社団法人全国体育指導委員連合」が前身であり、新しい公益社団法人制度の施行（平成 20 年 12 月）による移行申請に合わせて。団体名を「全国スポーツ推進委員連合」とした（平成 24 年 4 月 1 日）。

平成 6 年から、会長に齊藤斗志二（当時衆議院議員）が就任

正会員は各都道府県においてスポーツ推進委員を統轄する団体の代表者

平成 24 年よりスポーツ推進委員一人当たり年間 500 円の会費を徴収する普通会員制度

(2) 活動内容

- ファミリー健康体力向上事業
- 全国スポーツ推進委員研究協議会
- スポーツ推進委員地区研修会
- スポーツ推進委員リーダー養成講習会
- 都道府県スポーツ推進委員研修会助成
- スポーツ推進委員初任者研修会助成
- 機関誌「みんなのスポーツ」「スポーツ推進委員手帳」の販売促進
- スポーツ推進委員用グッズの販売促進
- 生涯スポーツ・体力づくり全国会議等の事業への協力 等

4. スポーツ推進委員の取り組み例

(1) 品川区

品川区では、昭和 50 年代から区内 17 の中学校区に、小中学校の体育施設を利用する団体が「コミュニティスポーツ・レクリエーション推進委員会（スポレク推進委員会）」を組織し、施設の利用調整やスポーツ教室・交流事業を行ってきた。スポレク推進委員会の組織化にあたっては、スポーツ推進委員が中心となっていた。17 のスポレク推進委員会は、さらに 4 つのエリアに区分され、各エリアに「スポクラ・しながわ」「大井・八潮」「地域クラブ ebaraA」「荏原 B 地域スポーツクラブ」という総合型地域スポーツクラブに相当するクラブを組織している。

17 のスポレク推進委員会は、ゾーニングによるコミュニティスポーツ推進（平成元年度保健体育審議会答申）、地域スポーツクラブ連合育成事業（文部省：昭和 62 年）及び総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業（文部省：平成 7 年）の先駆けとなるスポーツ推進体制づくりに向けたスポーツ推進委員の取り組みである。

(2) 練馬区

練馬区は昭和 40 年代後半から長期的な地区体育館構想を持ち、区内に 7 地区体育館を整備してきた。平成 7 年から始まった「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」にスポーツ推進委員会が行政主導のもと参加し、各体育館に総合型クラブ（SSC）を設立した。現在 7 地区体育館は、民間の指定管理業者が管理運営を行っているが、SSC は各体育館を活動拠点として活動している。

NPO 法人 コミュニティネット SSC 大泉 [大泉学園町体育館]

NPO 法人 SSC 谷原アルファ [総合体育館]

NPO 法人 スポーツコミュニティ桜 [桜台体育館]

NPO 法人 光が丘総合型地域スポーツ・レクリエーションクラブ [光が丘体育館]

NPO 法人 総合型地域スポーツクラブ平和台 [平和台体育館]

NPO 法人 スポーツクラブホワイエ上石神井 [上石神井体育館]

NPO 法人 豊玉・中村地域スポーツクラブ クラブ プラッツ

[中村南スポーツ交流センター]

また、練馬区スポーツ推進委員会には「障害者スポーツ推進部会」という他区には見られない部会が設けられ、障害者支援施設訪問《ボッチャ体験や運動会》、すまいるねりま遊遊スクール《知的障害者の小中学生とその保護者を対象とした川あそびやハイキング》、ユニバーサルスポーツフェスティバル等を実施している。また、障害者スポーツを推進するため、「障害者スポーツ指導員」の資格取得を推奨し、現在初級 15 名、中級 2 名、上級 1 名の資格取得者がいる。

(3) 宮崎県延岡市

延岡市スポーツ推進委員は 28 名（男性 12 名、女性 16 名）で構成され、スポーツの普及活動や市が開催する行事等の運営スタッフ・競技役員として活動している。また、自主研修などで自己研鑽し、派遣依頼やスポーツ指導で市民のニーズに対応できるよう努めている。また、知的障害者施設に従事している人が 3 名、メディカルフィットネスに従事している人が 2 名、看護師 2 名、スペシャルオリンピックに携わっている人が 1 名委嘱されている点が特徴的である。

派遣事業は市民からの依頼を保健体育課が月単位で集約し、次の定例会で派遣者を決めて実施するもので、現在は年間 30 件以上の依頼がある。主な依頼は、小学校の保護者や先生等からのレクリエーション、企業や公民館での体力テスト、障害者入所作業所や精神疾患自立支援施設でのストレッチやレクリエーション、社会福祉協議会へのヘルパー派遣などがある。

（「第 59 回全国スポーツ推進委員研究協議会鹿児島大会」開催要項より）

(4) 香川県高松市

高松市のスポーツ推進委員は、学識経験を有する委員と各小学校区から選出される委員から構成されており、学識経験者男性7名、校区選出者104名（男性52名、女性52名）の111名に委嘱されている。高松市ではスポーツ推進委員の質保障のために「資格認定基準」を設けている。

この制度では、2年間に52単位以上を取得することが再任の一つの条件となる。単位を取得した者は改選時に地区体協からの推薦があれば引き続き委嘱される。単位不足者は再任されず後任者を選任することになる。高松市の報酬の上限は年間26回の活動として支払われる。対象とされる活動日数は年間32.5回を基準としている。2年間の類型65単位、内52単位（80%）で「資格認定基準」の単位取得となる。また、月別の「地区活動報告書」と年間の「スポーツ推進委員活動状況報告書」の提出も義務づけられている。

((公社) 全国スポーツ推進委員連合「スポーツ推進委員ハンドブック」より)

■香川県 高松市

「資格認定基準の設定」

○委嘱者(高松市)、推薦者(地区体育協会)、スポーツ推進委員の合意

◆高松市スポーツ推進委員の資格認定基準

行事		単位		1年間			2年間
				回数	単位数		
定例会	定例会のみの月	1		5			
	研修・講習がある日	0.5	1	7	12		
研修会(7, 8月)、講習会(審判講習会)		0.5				26	
地区活動報告書		1		12	12		
主管行事(トリム、庵治マラソン)		1		2	2		32.5
主管大会(ソフトボール2回、バレーボール、ドッジボール、タイヤゾーンボール)		1		5	5		
香川県スポーツ推進委員研修会		1		1	1	6.5	
かがわ生涯スポーツフォーラム		0.5		1	0.5		
四国地区スポーツ推進委員研修会		—		1			
全国スポーツ推進委員研修会		—		1			

・「地区活動報告」(月)

・「スポーツ推進委員活動状況報告書」(年)